



問合せ先

市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

「〇〇ペイで返金します」は詐欺です

相談事例

インターネット通販で安価な商品を見つけた。指定された個人口座に代金を振り込んだが「欠品のため返金します。〇〇ペイで手続きするのでSNSで友だち登録を」と連絡があり、指定どおり操作した結果、相手に送金してしまった。

アドバイス

▼「日本語表記が不自然」「価格が極端に安い」「振込先が個人名義」「事業者情報が明記されていない」などは詐欺の可能性が高い

▼「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、指示には従わない

▼画面共有は、暗証番号や口座情報が洩れるおそれがあるため絶対に行わない

▼被害に遭った場合は、警察や消費生活センターに速やかに相談する

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです。

とき＝3月5日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※3月4日☎15:30までに予約してください